



令和5年 8月16日(水)
(2023年)

No. 15959 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆知財の常識・非常識 ④5
特許権の延長登録制度…………… (1)

知財の常識・非常識 ④5

特許権の延長登録制度

桜坂法律事務所

弁護士・弁理士 平井 佑希

第1 知的財産権の存続期間

多くの知的財産権は、存続期間(ないし保護期間)が限られています。例えば、特許権の存続期間は出願から20年(特許法67条1項。以下、特許法については法令名を省略します)、著作権の保護期間は、著作者の死後70年などと定められています(著作権

法51条2項)。新たな知的創作物について、その創作者に一定期間の独占を認めつつ、期間の経過後は皆が自由に利用できるようにすることで、産業や文化の発展に寄与するというのが、知的財産、特に創作法の基本的な発想です。

おかげさまで創業100周年

杉村萬国特許法律事務所
SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁理士 杉村 光嗣*

岡本 岳*
深津 拓寛*
駒木 寛隆*
時井 真*
高橋 恵美*
草留 夕雅*
渡辺 窓花*
奥 結美子*
寺田 光邦*
福村 直久*
屋代 直樹*
五百川 惟志

澤田 達也
福尾 誠
吉澤 雄郎
鈴木 治
齋藤 恭一
鈴木 俊樹
井上 高雄
鈴木 裕貴
伊藤 佐保子
佐々田 洋一
上原 真
里見 紗弥子

富田 和幸
村松 由布子
田中 達也
河合 隆慶
小松 靖之
柿沼 公二
辻 啓太
Stephen Scott***
Eric 邦夫 Morton**
木下 直俊
中田 未来生
郷原 忍

塚中 哲雄
山口 雄輔
坪内 伸
酒匂 健吾
朴 暎哲
藤本 一
門田 尚也
水間 章子
高坂 晶子
高倉 みゆき
市川 蓮太郎
横田 顕

下地 健一
石川 雅章
岡野 大和
片岡 憲一郎
粟野 晴夫
内海 一成
塩川 未久
貴志 浩充
山崎 誠
松村 直樹
清水 正一

大倉 昭人
川原 敬祐
結城 仁美
坂本 晃太郎
真能 清志
市枝 信之
橋本 大佑
山本 睦也
高井良 克己
金澤 佑太
野村 知美

寺嶋 勇太
吉田 憲悟
色部 暁義
加藤 正樹
甲原 秀俊
君塚 絵美
大島 かおり
鹿山 昌代
小山 祐
伊藤 孝志
泉 卓也

* 弁護士
** 米国弁理士
*** 欧州弁理士
前田 勇人
永久保 宅哉
伊藤 怜愛
福井 敏夫
石井 裕充
中山 健一
田中 睦吾
北村 慎吾
長嶺 晴佳
齋藤 詩織
水口 拓歩

※ 社員220名うち弁理士91名、弁護士10名、米国弁理士1名、欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>